

特別養護老人ホーム  
整備運営事業者募集要領  
(新設・増床分)

令和6年(2024年)4月

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

## 特別養護老人ホーム整備運営事業者募集要領（新設・増床分）

### 1 募集の趣旨

今回の募集は、「広島市高齢者施策推進プラン（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）」において整備を計画している特別養護老人ホームの整備運営事業者を選定するために行うものです。

### 2 募集概要

(1) 整備期間	令和6年度～8年度 新設の場合は、期間内に老人福祉法による設置認可を受けること。また、増床の場合は、期間内に入所定員増加の認可を受けること及び「特別養護老人ホーム事業変更届」を提出すること。
(2) 整備総数	40人分 広島市高齢者施策推進プランにおいて整備を計画している60人分から、既存の特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の特別養護老人ホームへの転換（以降、転換という）整備枠20人分を除いた40人分を募集します。なお、転換分への応募が転換整備枠の20人分に満たない場合、計画数の範囲内で選定事業者の併設老人短期入所施設の居室を、特別養護老人ホームの居室として追加の選定（選定事業者が希望する場合）を行うことがあります。
(3) 整備内容	以下のア又はイのどちらかの整備内容とすることとします。また、両者に応募することは可能ですが、それぞれ別の設置計画書を提出してください。なお、下記ア、イともにユニット型個室と従来型居室の併設を認めます。 ア 特別養護老人ホーム（ユニット型個室又は従来型居室、入所定員数：30人以上）の新設 イ 既存の特別養護老人ホーム（ユニット型個室又は従来型居室、入所定員数30人以上の施設）の増床（転換のうち、本市からの補助金の交付を前提に、多床室から個室、若しくはP10のプライバシーに配慮した多床室（BタイプからEタイプ）への改修により増床するものを含む。ただし、本市の整備運営事業の補助を受けた老人短期入所施設は、事業開始後10年を経過したものに限る。）
(4) 応募資格	社会福祉法人 ただし、過去3年以内に特別養護老人ホームの整備運営事業者として選定された（広島市以外の自治体における選定を含む。）にもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、応募できません。（整備運営事業者として選定される前に辞退した場合は除きます。）
(5) 整備用地	自己所有地又は借地 なお、応募日現在、整備用地を取得予定又は借地予定の場合は、土地売買確約書又は地上権（賃借権）設定確約書の締結により取得又は借地が確実であることが必要です。また、整備運営事業者として選定された場合は、借地について、地上権等の登記を必須とします。

### 3 施設整備費に係る補助金の交付額

#### (1) 定員1人当たりの補助基準単価 374万6,000円

- ・ 老人短期入所施設（ユニット型個室又は従来型居室）を整備する場合は、新設整備又は増床整備する特別養護老人ホーム入所定員数の10%以内（端数切捨て）で老人短期入所施設について上記の補助金を交付します。
- ・ 転換による増床については、多床室から個室、若しくはP10のプライバシーに配慮した多床室（BタイプからEタイプ）への改修により増床する場合に限り補助の対象とします。その場合の定員1人当たりの補助基準単価は187万3,000円となります。
- ・ なお、整備運営事業者を選定した場合であっても、広島市の予算が措置されなかった場合は、補助金は交付しないものとします。また、浸水想定区域内に整備する場合は一定の要件を満たす必要があります（詳細はP20のとおり）。

(2) 補助金交付額の算出方法

区 分		補 助 基 準 単 価 及 び 算 出 方 法												
ア 新設		374万6,000円×特別養護老人ホーム入所定員数 374万6,000円×老人短期入所施設利用定員数※ ※特別養護老人ホーム入所定員数の10%以内（端数切捨て）  （例）特別養護老人ホーム（定員40人）老人短期入所施設（併設、定員10人）の新設の場合 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>定員</th> <th>補助金交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>40人</td> <td>1億4,984万円</td> </tr> <tr> <td>老人短期入所施設</td> <td>4人</td> <td>1,498万4千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1億6,482万4千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	定員	補助金交付額	特別養護老人ホーム	40人	1億4,984万円	老人短期入所施設	4人	1,498万4千円	合計		1億6,482万4千円
対象施設	定員	補助金交付額												
特別養護老人ホーム	40人	1億4,984万円												
老人短期入所施設	4人	1,498万4千円												
合計		1億6,482万4千円												
イ 増床	転換による増床以外	374万6,000円×増床部分に係る特別養護老人ホーム入所定員数 374万6,000円×増床部分に係る老人短期入所施設利用定員数※ ※増床部分に係る特別養護老人ホーム入所定員数の10%以内（端数切捨て）  （例）特別養護老人ホーム（定員20人）老人短期入所施設（併設、定員10人）の増床の場合 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>定員</th> <th>補助金交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>20人</td> <td>7,492万円</td> </tr> <tr> <td>老人短期入所施設</td> <td>2人</td> <td>749万2千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>8,241万2千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	定員	補助金交付額	特別養護老人ホーム	20人	7,492万円	老人短期入所施設	2人	749万2千円	合計		8,241万2千円
	対象施設	定員	補助金交付額											
特別養護老人ホーム	20人	7,492万円												
老人短期入所施設	2人	749万2千円												
合計		8,241万2千円												
	改修を伴う転換による増床	187万3,000円×増床（転換）部分に係る老人短期入所施設利用定員数  （例）併設老人短期入所施設（多床室、定員20人）を個室に改修し、転換した場合 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>定員</th> <th>補助金交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>20人</td> <td>3,746万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>3,746万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	定員	補助金交付額	特別養護老人ホーム	20人	3,746万円	合計		3,746万円			
対象施設	定員	補助金交付額												
特別養護老人ホーム	20人	3,746万円												
合計		3,746万円												

- ※1 新設整備又は増床整備する特別養護老人ホーム入所定員数の10%を超えて老人短期入所施設を整備する場合でも、補助金の増額はありません。また、老人短期入所施設の整備は必須要件ではありません。
- ※2 補助金交付額は民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱の規定により、整備区分又は工事の整備に要する費用の額によって、上記補助金交付額に満たない場合があります。
- ※3 2(2)により計画数の範囲内で選定事業者の併設老人短期入所施設の居室を、特別養護老人ホームの居室として追加選定することによって、資金計画書に記載した補助金額が変更となる場合は、選定通知後、速やかに資金計画書を提出してください。

4 応募方法等

(1) 説明会の実施

募集に当たって、次のとおり説明会を実施します。なお、説明会への参加は必須ではありません。

日 時	令和6年5月9日（木）午前10時～午前11時30分
場 所	中区地域福祉センター5階 大会議室（中区大手町四丁目1番1号大手町平和ビル内）
申込方法	「説明会参加申込書」を介護保険課事業者指定係に提出 提出方法：Eメール (kaigo@city.hiroshima.lg.jp), FAX (082-504-2136)
申込期限	令和6年4月26日（金）午後5時15分まで

## (2) 質疑応答

募集要領に関する質問は、令和6年8月23日（金）午後5時15分までに、電子メール又はFAXで介護保険課に送付してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、広島市ホームページに掲載します。

## (3) 設置計画書提出について

### ア 一次提出

受付期間	令和6年9月9日（月）から9月13日（金）まで（厳守）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（厳守）
受付場所	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係（広島市役所本庁舎2階） 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
提出書類	「設置計画書」、指定様式及び図面等（様式内「提出書類一覧表」のとおり） 「設置計画書」及び指定様式は、市ホームページからダウンロードしてください。 ○ 広島市ホームページのアドレス <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/373662.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/373662.html</a> ページ番号：373662
提出部数	4部（正本1部・副本3部）※1※2及び電子データ※3 ※1 提出書類は原則A4版（縦位置・横書き）に統一し、提出書類一覧表とともにA4版 パイプファイルにつづり、書類No.のインデックスをつけてください。また、ファイルの表及 び背表紙には、施設名と事業者名を明記してください。 ※2 位置図、配置図、各階平面図、立面図及び断面図（書類番号3～7）は、フラットファイル につづり、別途5部提出してください。また書類No.のインデックスをつけてください。 ※3 提出書類（図面等（書類番号2～10）、整備予定地の写真（書類番号41）、その他指定様式、 任意様式）の電子データをUSBフラッシュメモリ等により提出してください。図面等につい てはPDFファイルで保存してください。
提出方法	持参
審査及び指摘	提出された設置計画書について、書類審査を行います。その結果、「特別養護老人ホームの設 備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）」に適合しない、浸水想定区域 等における被害対策が十分ではないため補助金の交付対象とならないおそれがあるなど、適否 判定上、疑義等がある場合、 <u>令和6年9月30日（月）から10月4日（金）までに</u> その旨の指 摘を文書で行います。 また、指摘事項のない場合にもその旨を連絡します。
留意事項	設置計画書の作成、提出等に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担 しません。また、提出された書類は、返却しません。提出された設置計画書等は公文書となるた め、広島市情報公開条例に基づき情報開示を行うことがありますのであらかじめ御承知おきく ださい。

## イ 二次提出

受付期間	令和6年10月15日（火）から10月21日（月）
受付時間	一次提出と同じ
受付場所	
提出部数	4部（正本1部・副本3部）提出書類等については、一次提出と同じ。 ※1 一次提出後に本市から指摘を受けた部分の修正を行った上で提出してください。 ※2 位置図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、面積表及びユニット一覧表（書類番号3～9）、整備予定地の写真（書類番号41）は、フラットファイルにつづり、 <u>別途30部</u> を提出してください。なお、二次提出後、本市から追加資料の提出を依頼することがあります。 ※3 設置計画書提出後に本市職員が整備用地の現地調査を行います。予め、現在の土地所有者の承諾を得て、土地所有者の同意があったことを証する書類を併せて提出してください。
留意事項	二次提出書類受理後、適否判定上「否」と判断される事項がある場合は、選定対象としないので十分注意してください。また、二次提出後は提出書類の変更を認めません。

## 5 整備運営事業者選定方法等

### (1) 整備運営事業者選定方法

#### ア 適否判定

二次提出書類受理後、社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、「特別養護老人ホーム整備運営事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」の適否判定基準（P6～P12）に基づき審査を行い、判定結果を各応募事業者に通知します。

適否判定で「否」と判定された応募者は、ヒアリング及び整備運営事業者選定の対象外となります。

また、浸水想定区域等における被害対策が十分ではないため補助金の交付対象とならない場合については、判定結果に併せて通知します。その際、市補助金を受けずに整備する内容の資金計画を提出していただきます。この場合において、他の事業計画の再提出は認めません。

#### イ 応募者ヒアリングの実施

適否判定で「適」と判定した応募者に対し、社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、個別にヒアリングを実施します（詳細な日程は別途通知）。

#### ウ 整備運営事業者の選定

社会福祉施設等の施設整備選定委員会において、応募者ヒアリングの内容も踏まえ、提出された設置計画書を選定基準の評価基準（P13～P18）に基づき評価し、整備総数を超えない範囲で、評価得点の上位者から順に整備運営事業者を選定します。ただし、評価得点（加点を除く。）が6割未満の場合は、選定しません。

### (2) 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、選定結果を通知します。また、応募者名、評価得点（評価項目ごとの得点及び合計得点）及び選定結果並びに選定した整備運営事業者の設置計画書の概要を広島市ホームページに掲載します。

なお、整備運営事業者に選定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。

今回の選定結果は、評価得点にかかわらず、次回以降の選定への影響はありません。

(3) 辞退者が出た場合の対応

令和6年12月27日（金）までに辞退者が出た場合には、整備総数を超えない範囲で、評価得点で次点以下の事業者を選定します。

6 特別養護老人ホーム整備スケジュール（例）について

P21のとおり

○ 問合せ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係

担当：笹山、中原

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2721

FAX 082-504-2136

Eメール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

## 特別養護老人ホーム整備運営事業者選定基準（新設・増床分）

### 1 適否判定基準

#### (1) 整備運営主体（応募者）に係るもの

社会福祉法人を新設する場合	<p>① 法人設立の目途が立っていること。</p> <p>② 新たに設立する法人が、社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙1）を満たしていること。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※1 社会福祉法人の設立を予定している場合は、設立要件や手続きを記載した「社会福祉法人のしおり（法人設立の手引き）」を配付しますので、健康福祉局監査指導課にお問い合わせください。</p> <p>※2 法人名については、設立母体となる法人や設立者の名前とすること及びそれらを連想させるものとするのは好ましくないため、配慮してください。なお、今回提出される法人名は仮称ですが、やむを得ない事情がない限り変更は認めません。</p>
既存の社会福祉法人が応募する場合	<p>① 適正な運営を行っていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人・施設運営に関し、直近の指導監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。</li> <li>・ 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと。</li> <li>・ 過去3年間の会計年度において3年連続して事業活動計算書の当期活動増減差額が赤字でないこと。</li> </ul>
共通事項	<p>① 役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと。</p> <p>② 広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づき、低所得者の利用者負担軽減を図ることとしていること。</p> <p>【注意事項】</p> <p>※1 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者</p> <p>イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）</p> <p>ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）</p> <p>エ 情を知って、上記1から3までの者を利用している者（事業者を含む）</p> <p>オ 情を知って、上記1から3までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）</p> <p>※2 設置計画書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があります。</p>

#### (2) 設置計画に係るもの

##### ア 整備年度

###### (7) 新設の場合

令和8年度末までに老人福祉法による設置認可を受けることが見込まれる計画であること。

###### (4) 増床の場合

令和8年度末までに老人福祉法による入所定員増加の認可を受けること及び「特別養護老人ホーム事業変更届」を提出することが見込まれる計画であること。

##### イ 整備予定地

別紙1における「整備予定地要件」を満たすこと。

##### ウ 施設整備

別紙2における「施設要件」を満たすこと。

##### エ 資金計画

別紙3における「資金計画要件」を満たすこと。

##### オ 地元説明

別紙4における「地元説明要件」を満たすこと。

## 整備予定地要件

## 1 各種法令等に適合し、かつ、広島市内に用地確保が確実であること。

- ① 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に所在していないこと。
- ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条で定められた土砂災害警戒区域及び第 9 条で定められた土砂災害特別警戒区域（同法に基づく基礎調査の結果として公表された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に相当する範囲を含む。）に所在していないこと。
- ③ 広島県土砂災害警戒区域図における土砂災害危険箇所には所在していないこと。

※ 土砂災害特別警戒区域等の指定状況や広島県土砂災害警戒区域図は、広島県ホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で閲覧することができますが、詳しくは、広島県にお問い合わせください。

## 2 自己所有地又は借地により、整備用地が確実に確保できること。

- ※ 1 土地は、原則として、法人が所有権を有してください。
- ※ 2 土地を借地により整備する場合、整備運営事業者として選定された後に、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要です。
- ※ 3 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が 50 年以上の一般定期借地権に限ります。
- ※ 4 敷地は、公道に面しているか、進入路が確保されるものとしてください。また、緊急車両が進入できるものとしてください。

## 3 整備用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。



## 施 設 要 件

## 1 新設の場合

## (1) 新築整備であること。

※ 施設名については、設立母体となる法人や設立者の名前とすること及びそれらを連想させるものとするのは好ましくなく、また、広島市近郊の既存施設等と類似した名前とするのも極力避けてください。また、今回提出される施設名は仮称ですが、やむを得ない事情がない限り変更は認めません。

## (2) 都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市養護老人ホーム設備等基準条例及び広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例等（以下、「関係法令等」という。）に適合していること。

※1 基準が数値化されていないなどの理由により基準への該当が不明な場合は、図面により関係課に確認を行ってください。

※2 宅地造成工事の許可が必要な場合は、都市整備局指導部宅地開発指導課と十分に協議を行ってください。令和8年度末までに、当該宅地造成工事の許可、造成工事を含めた特別養護老人ホームの建設工事及び老人福祉法による設置認可を終える必要があります。

※3 都市計画法改正により、公共公益施設である特別養護老人ホームについても開発行為等の許可が必要となりますので、宅地開発指導課にお問い合わせください。また、宅地造成工事及び開発行為等の許可が不要な場合であっても、広島市土砂堆積等規制条例又は広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく土砂堆積の許可が必要になる場合もあります。

※4 また、一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書、又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局指導部建築指導課、又は都市整備局緑化推進部緑政課にお問い合わせください。

## (3) 特別養護老人ホームは、ユニット型個室又は従来型居室（個室又は多床室）であること。

ただし、従来型多床室を整備する場合は、カーテンではなく壁等で入所者の居住空間を区分し、プライバシーに配慮した多床室（別添のBタイプからEタイプ）とすることとし、1の居室の定員は2人以上4人以下であること。

※1 ユニット型と従来型は別施設となるため、それぞれで老人福祉法上の設置認可と介護保険法上の指定を受ける必要があります。

※2 ユニットの基準を満たさない主な事例

ア 当該ユニット以外の入居者が、当該ユニットの共同生活室を通らなければ、施設の他の場所に移動できない場合

イ 共同生活室に近接して一体的に設けられていない居室がある場合（共同生活室から遠く離れた居室がある場合）

ウ どのユニットに属するのかわからない居室がある場合

エ 入居定員が15人を超えるユニットがある場合

オ 入居定員が10人を超えるユニット数が総ユニット数の半数を超える場合（特別養護老人ホームに係るユニット又は老人短期入所施設に係るユニットごと）

カ 同一ユニット内に、特別養護老人ホームに係る居室と老人短期入所施設に係る居室が混在する場合

## (4) 特別養護老人ホームの入所定員総数が、30人以上であること。

## (5) ユニット型個室とする場合は、1ユニットの入居定員数は、おおむね10人以下とし、15人を超えないものであること。

## (6) 150㎡以上の地域交流スペースを1か所併設していること。

※1 地域交流スペースについては、「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について（平成17年10月5日社援発第1005014号）」のI及びIIを参照してください。

※2 地域交流スペースは、可動間仕切り等により他の部分と分けられる構造としてください。

## 2 増床の場合

(1) 増床とは、既存施設（入所定員数30人以上）の現在定員の増員を伴う増築整備であること。

※1 新たに特別養護老人ホームの設置認可を要するものは、新設の対象とします。

※2 既存施設の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）のみによるものは、多床室から個室、若しくはプライバシーに配慮した多床室（別添のBタイプからEタイプ）への改修に限り、その場合の定員1人当たりの補助基準単価は187万3,000円とします。

(2) 関係法令等に適合していること。

1(2)に同じ。

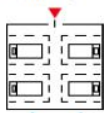
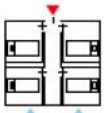
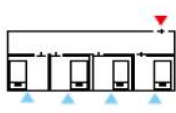
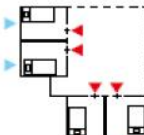
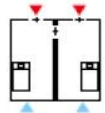
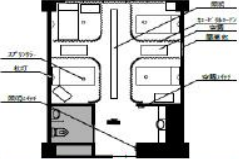

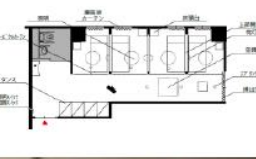

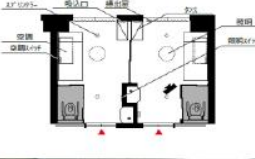





(3) 特別養護老人ホームは、ユニット型個室又は従来型居室（個室又は多床室）であること。  
ただし、従来型多床室を整備する場合は、上記新設の要件を満たすこと。

1(3)※2に同じ

(4) ユニット型個室とする場合は、1ユニットの入居定員数は、おおむね10人以下とし、15人を超えないものであること。

居室類型(多床室を整備する場合)

A～Eタイプの多床室のうち、B～Eタイプであれば、プライバシーに配慮した多床室として認める。

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ
<p>カーテン等で仕切られているタイプ。 個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。</p> 	<p>天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。 外気・外光を取り入れる窓が窓際2床に限られている。</p> 	<p>ベッドを並べるタイプ。 各床には窓があるが、壁は天井まで達していない。</p> 	<p>個室的多床室タイプ。 壁は天井まで達しているが、専有面積は小さい。</p> 	<p>個室に準ずるタイプ。 2床室を天井まで達した壁で仕切り、扉を設けて出入りを可能にしている。</p> 
				
				

AタイプからEタイプの居室類型の引用は、社会保障審議会 介護給付費分科会(H26.10.29)「介護福祉施設サービスの報酬・基準について(案)」より抜粋

## 資 金 計 画 要 件

## 1 用地購入及び建設に係る自己資金が確実に確保できること。

※ 新設法人については、「その他（借入金について）」で認めるもの以外の自己資金は、全て寄附により確保してください。なお、用地購入及び建設に係る資金の寄附は、法人設立後遅滞なく行う必要があることに注意してください。

## 2 借地の場合、借地料が確実に確保できること。

※ 土地を借地により整備する場合、借地料については、事業開始後の資金収支計画上支出可能な金額としてください。

## 3 事業開始後の資金計画が適切であること。

※ 1 介護保険給付費等の収入や人件費等の支出を適切に算出してください。このとき広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づく、利用者負担軽減措置を見込んだものとしてください。

※ 2 増床の場合、増床後の施設全体の資金計画を作成してください。

※ 3 居住費・食費等については、利用者負担軽減の観点から、厚生労働大臣が設定している基準費用額を踏まえ適切に設定してください。

## 4 事業開始時の運転資金（年間必要資金の 2/12 以上）が確実に確保できること。

## (1) 新設法人

※ 1 運用財産として、法人年間事業費（資金収支予算内訳書における経常支出額）の 1/2 分の 2 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を確保してください。なお、年度途中の開設となる場合は、開設から 1/2 か月後までの事業費を積算した上で、必要な運転資金の額（年間事業費の 1/2 分の 2 以上）を算出してください。

※ 2 運用財産は、法人設立後遅滞なく寄附される必要があります。

## (2) 既設法人

※ 1 新設法人と同様、確実な資金計画を立ててください。

※ 2 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めません。

※ 3 審査の過程で随時、自己資金の確認を行うことがあります。設置計画書提出後、預金残高が自己資金予定金額を下回ることをしないよう注意してください。

## 5 その他（借入金について）

※ 1 施設整備に係る借入金は、原則として独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の融資及び機構の融資に協調して行われる民間金融機関からの融資のみに限ります。また、無担保で借入れを行うことにより、所轄庁からの承認が不要である場合は、協調融資ではない民間金融機関からの融資を認めます。

※ 2 機構等からの借入れが困難になった場合、選定を取り消すこともありますので、自己資金を確実に確保するよう十分注意してください。

※ 3 機構等からの借入れを予定している場合は、この設置計画書作成に併せて機構等との融資の相談・協議を進めてください。

※ 4 償還計画は、入所者から徴収する居住費、寄附金等から償還することを原則とし、収入から償還できる額の範囲内で借入れを行ってください。ただし、既存法人については、法令等に定められた範囲内において他会計からの繰入金により償還することも差し支えありません。なお、借入金の償還に対する助成制度はありません。

## 地元説明要件

### 1 地元説明が行われていること。

※1 説明の対象は、隣地地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、施設の整備に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会へも説明を行ってください。

※2 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。

※3 説明に際しては、施設の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、施設の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び施設開設後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な内容を説明してください。

なお、この説明は、広島市に応募するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ設置計画書を提出し、整備運営事業者の選定に係る審査を受け、そこで選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。

### 2 施設整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、反対理由に応じた具体的な対応方針を示すとともに、その後の交渉状況及びその結果を書面により報告すること。

※ 提出された内容について、説明先の代表者に確認を求めることがあります。  
その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。

## 2 評価基準

### (1) 評価項目・配点

評価項目			評価のポイント	配点	
大区分	中区分	小区分			
整備予定地		1 道路・面積・日照等	利便性の良い場所に位置しているか。周辺の建物等により特別養護老人ホームへの日照・風通しが著しく妨げられるようなことがないか。	5	
		2 周辺状況・交通	地域との交流の促進が期待できる場所等に位置しているか。	5	
		3 浸水想定区域	浸水想定区域外か。浸水想定区域内の場合必要な措置を講じているか。	5	
整備施設	1 安全・環境・健康面等への配慮		入居者の安全面に配慮した施設になっているか。	5	
			入居者の衛生・健康面に配慮した施設になっているか。	5	
			非常災害に対する設備上の特段の配慮があるか。	5	
	2 居住空間		ユニットケア・個別ケアを行う上で適切な配置、設えとなっているか。	5	
			より在宅に近い居住環境を確保できるような配置等になっているか。	5	
	3 水回り空間		利用者の生活のリズムに沿った食事等が可能な設備の数、配置となっているか。	5	
			利用者の生活のリズムに沿った排泄・入浴が可能な設備の数、配置等になっているか。	5	
	4 公共スペース		ユニット間や地域との交流を図るための場として適切な空間が確保されているか。	5	
	5 付帯施設		リハビリや余暇、趣味等利用者の生活をより豊かにするための設備等が計画されているか。	5	
	6 併設施設		本市が重点的に整備すべきと位置づけている地域密着型サービス事業所を併設整備することが計画されているか。	8	
		上記以外の居宅サービスを提供するための施設を併設整備することが計画されているか。	2		
施設運営	I 施設運営の基本方針	1 特別養護老人ホームの運営方針	老人福祉法等の関係法令に基づき特別養護老人ホームを運営するものになっているか。	5	
		2 地域福祉への貢献		地域での公益的な活動が計画されているか。	5
				地域との連携強化を図るための取組が計画されているか。	5
	3 施設運営への地域人材の活用		地域住民のボランティアや協同労働により施設運営に貢献する取組や地域人材の積極雇用などを計画しているか。	5	
	II 施設管理運営	1 運営母体(理事長(予定者))・施設長予定者		整備運営事業者募集に応募した動機が明確かつ適切であるか。	5
				施設長予定者は相当の福祉経験を有しているか。自らの役割と責任を認識し、リーダーシップが期待できる人物か。	
		2 職員の配置及び人材育成・定着等		職員配置について、基準を上回る数の職員や専門職の配置が計画されているか。	5
				適切な研修の機会を確保するよう計画されているか。	5
				質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか。	5
			働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか。	5	
	III 入所者処遇等	1 入所者処遇		入所者の状況に応じた個別ケアを実現するための具体的な取組が計画されているか。	5
				重度入所者等に対する具体的な取組が計画されているか。	5
				より質の高いケアを行うために新しい技術を導入した取組が計画されているか。	5
		2 栄養・衛生管理・協力病院		栄養管理や水分摂取に配慮した具体的な取組が計画されているか。	5
				食中毒予防や施設内におけるインフルエンザなどの感染症対策について適切なマニュアルが整備されるとともに、基準に沿って具体的な取組が考えられたものとなっているか。	
			協力病院について、具体的な取り決めがあるか。また、歯科医院を含めた複数の協力医療機関を確保しているか。		
3 安全対策・緊急時の対応・利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護等			事故や災害(緊急時)の対策について、基準に沿って具体的な取組が考えられたものとなっているか。	5	
			利用者からの苦情に対して適切な対応が取れるとともに、個人情報の保護や介護サービス情報の公表などが適切に行える態勢が整備されているか。福祉サービス評価調査を実施しているか。		
費用負担		借入金等	整備用地に係る費用負担(借地料又は土地購入費の借入金償還金)や建築に係る借入金が発生しないか。	5	
計				140	

(2) 加点項目

評価項目	評価のポイント	配点
整備手法	市補助金を受けずに整備する計画となっている。	5
居室類型	全室をユニット型個室で整備する計画となっている。	10
日常生活圏域	整備予定地に、日常生活圏域を単位として同一圏域内に既存の特別養護老人ホームがない。 (幟町【中区】、国泰寺【中区】、段原【南区】、庚午【西区】、安佐・安佐南【安佐南区】、瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)【安芸区】、五日市南【佐伯区】)	10
既存施設の運営状況	応募者の運営する事業所及び施設のうち、ひろしま介護マイスター養成事業所に認定されている数(最大3事業所まで加点)	3
独自の取組	整備施設及び施設運営において、特色ある独自の取組が計画されている。 ①安全への配慮(職員や地域からの避難者を含めた備蓄を3日分行、など) ②環境への配慮(地球温暖化対策・広島県産の木材使用など) ③入所者処遇(シックハウス対策など) ④居住空間 ⑤水回り空間(非常時に対応した給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)を設けている、など) ⑥地域福祉への貢献(広島市と福祉避難所の設置及び管理運営に係る協定の締結を予定している、など) ⑦職員の配置及び人材育成・定着等(処遇向上に資する付帯設備、子育て支援など)	各1 (最高7)

- ・「2 評価基準」及び「3 評価の視点」については、これらの項目に該当する場合評価を行う(該当することが望ましい)という趣旨であり、必ずしもすべての項目に該当しなければならないものではありません。
- ・ユニット型個室と従来型居室を併設する場合、法令上は別施設となりますが、選考を行う上では1つの計画として評価・選定を行います。
- ・増床の場合は、すべての項目において、増床後の施設全体の整備・運営状況により評価します。このため、設置計画書提出時点で未実施であっても、実施を計画しているものについては評価対象とします。

### 3 評価の視点

大区分	中区分	小区分	視 点		
整備予定地	1 道路・面積・日照等	(1) 道路状況	①敷地へは2方向以上からアクセス可能		
			②無理なく離合可能な幅員(6m以上)		
		(2) 余裕のある敷地	建ぺい率の80%以内の建設である		
		(3) 日照	南側が斜面や高層建築物等で遮られていない		
	2 周辺状況・交通	(1) 地域との交流	保育園、学校、住宅街等と近接し(500m以内)入所者と地域の交流が可能な場所		
			①商業施設、文化施設、娯楽施設等と近接し(500m以内)外出の機会を促進する生活環境		
		(2) 生活の場	②平地にあり、徒歩又は車椅子による外出の機会を促進する生活環境		
			③協力病院との距離が近い(道なりで5km以内)		
	(3) 公共交通機関	公共交通機関の駅やバス停まで近く(500m以内)、平日の昼間において公共交通機関の運行がある(1時間に1本以上)			
	3 浸水想定区域	(1) 浸水想定区域	浸水想定区域外または浸水想定区域内であり水害対策に資する設備(非常用電源の屋上設置、止水板など)がある		
	整備施設	1 安全・環境・健康面等への配慮	(1) 周辺への影響	特別養護老人ホームを建設することで、周辺に日陰・風通しの問題が生ずる恐れがない	
			(2) 高さ	二階建て以下	
(3) 出入口			車椅子による自力での避難が可能な出入口を2箇所以上計画している		
(4) 安全面			①全ての居室からベランダ等を通じ、屋外への避難が可能である		
			②バルコニーの有効幅を1.5m以上確保している		
(5) 使用素材			車椅子等の利用や、転倒防止や職員の身体への負担軽減に配慮した素材を使用することになっている(具体的な素材を記載)		
(6) 衛生管理			①感染症対策のため、玄関に手洗い場を設置している		
		②調理室を完全な遮蔽空間にすることができる			
(7) 非常災害の安全配慮		①72時間以上稼働可能な非常用電源を設置している。			
		②利用者の為の食料等を3日分備蓄している。			
		③適切な場所に宿直室を設置し、非常警報装置等を設置している			
2 居住空間		(1) ユニット数	1フロアに偶数ユニットを配置する		
		(2) ユニット玄関	木目調の素材を使用するなどして玄関らしい設えとなっている		
		(3) 記録スペース	食堂や共同生活室など、利用者が見える位置に個人情報保護に配慮した介護記録等の記録スペースを設けている		
			①全ての居室面積が13.2㎡以上		
		(4) 居室	②利用者の希望により洋室か和室の居室を選択できる		
			③重介護者のためにベッドでベランダに出ることができる		
④居室が不整形でなく、ベッド等の配置方法が複数選択できる奥行きと幅がある					
⑤居室が孤立しておらず、入所者が使いやすい配置となっている					
3 水回り空間		(1) トイレ、シャワー設備	①トイレを各個室に設置又はユニットに3箇所以上に分散して設置している(従来型の場合は居室2部屋に対し1箇所以上設置している)		
			②トイレの清掃・臭い対策を講じている		
			③簡易シャワーや洗浄器(汚物流し)を設置している		
		(2) 浴室	①個別浴槽が3方向以上の介助に対応した配置になっている		
	②ユニットごとに設置している(従来型の場合は1フロアに1箇所以上設置している)				
	(3) 洗面設備	各居室に設置している			
	(4) ミニキッチン	①ユニットごとに簡易な流し、調理設備を設けている(従来型の場合は食堂ごとに1箇所以上簡易な流し、調理設備を設けている)			
		②冷蔵庫等の家電製品や、食器棚を設置するスペースがある			



### 3 評価の視点

大区分	中区分	小区分	視 点
整備施設	4 公共スペース	(1) 地域交流スペース	①災害時に要配慮者等が利用できる専用設備(便所及び倉庫等)を設置している
			②スペース内を可動間仕切り等により複数区分することができる
			③スペースの面積が200㎡以上である
			④入口から近く使用しやすい場所に配置している
		(2) セミパブリックスペース	セミパブリックスペースを設置している
		5 付帯施設	(1) 入所者用
	②専用のリハビリテーション設備等、利用者の身体機能の維持・回復につながる付帯施設がある		
	③看取りに配慮したスペースがある		
	(2) 来客用 (駐車場、宿泊室)		①定員の1割を超える来客用駐車場がある
	②適切な場所に来客用の宿泊室を設置している		
	6 併設施設	(1) 併設施設(重点整備)	①小規模多機能型居宅介護事業所を併設している
			②看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設している
			③認知症対応型通所介護事業所を併設している
			④定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設している
		(2) 併設施設(その他)	①新設整備する特別養護老人ホーム入所定員数の10%を超える老人短期入所施設(ユニット型個室又は従来型居室)を整備する
			②通所介護事業所を併設している
③居宅介護支援事業所を併設している			
④夜間対応型訪問介護事業所を併設している			

大区分	中区分	小区分	視 点	
施設運営	I 施設運営の基本方針	1 特別養護老人ホームの運営方針	(1) 運営方針	①特別養護老人ホームの役割及び責務を十分認識した運営方針を定めている ②地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに居宅サービス事業者等との密接な連携を図ることとしている
			(2) 処遇方針	ユニットケアの趣旨に基づいた処遇方針を定めている(従来型を併設する場合も、適切な処遇方針を定めている)
		2 地域福祉への貢献	(1) 地域福祉への貢献	①家族介護教室の開催など、在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減等を図る取組を計画している
				②地域交流スペースで認知症カフェ等を運営する計画である
			③地域や学校等における普及活動を計画している(介護体験・見学・実習・ボランティアの受け入れ)	
		(2) 地域との連携	①入所者・職員の積極的に地域活動への参加が計画され、地域と活発に交流することができる	
			②地域交流スペースを地域高齢者交流サロンや地域介護予防拠点など、住民主体の活動の場として活用する計画である	
			③入所者の家族や地域住民の代表者等により構成する協議会(運営推進会議)の設置が計画され、円滑に施設運営することができる	
		3 施設運営への地域人材の活用	(1) 施設運営への地域人材の活用	①地域住民がボランティアや協同労働により施設運営に貢献する取組を計画している
	②施設において、障害者雇用を行う計画である			
	③地域住民を積極的に雇用するための具体的取組がある			
	II 施設管理運営	1 運営母体(理事長(予定者))・施設長(予定者)	(1) 運営母体(理事長(予定者))	①老人福祉施設を適切に経営している(平成27年度以降、同様の文書指摘を2回以上受けていない) ②整備運営事業者募集に応募した明確かつ適切な動機がある
			(2) 施設長(予定者)	①施設運営に対する熱意が感じられるとともに施設運営についての知識が相当ある ②介護保険事業所での経験が相当ある(10年以上)
		2 職員の配置及び人材育成・定着等	(1) 職員配置	①ユニットごとに固定した常勤の介護職員を配置する
				②介護・看護職員数について、以下のいずれかに合致する体制とする計画であること。 (ア)夜間に配置する介護職員又は看護職員を最低基準より1名(常勤換算)多く配置する (イ)看護職員を最低基準より1名(常勤換算)多く配置する
				③介護・看護職員の割合について、以下のいずれかに合致する体制とする計画であること。 (ア)介護・看護職員(非常勤職員を含む。)のうち、常勤職員を75%以上配置する (イ)介護・看護職員(非常勤職員を含む。)について、経験年数3年以上の職員を30%以上配置する (ウ)介護職員(非常勤職員を含む。)について、介護福祉士資格取得者を50%以上配置する
				④理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置する
				⑤社会福祉士資格取得者を配置する
		(2) 職員研修	①ターミナルケアやACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する研修を実施する	
②系列施設や関連施設などと連携した合同研修を実施する				
③管理者やリーダー的スタッフの資質向上のための研修を年1回以上受講させる				
(3) 質の高い中核的人材育成・定着	①キャリア段位制度の活用を計画している			
	②キャリアパス(職員等の昇格モデル)の設定を計画している ③介護職員等処遇改善加算を取得する計画である。			
(4) 働きやすい環境づくり	働きやすい環境づくりを推進しており、法人として「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の認証を受けている			

大区分	中区分	小区分	視 点	
施設運営	Ⅲ 入所者 処遇等	1 入所者処遇	(1) 個別ケアの取組	①個浴の実施など、入所者の意向に応じた入浴機会を提供などの取組を計画している
				②入所者の生活習慣を尊重した食事介助などの取組を計画している
				③プライバシーへの配慮や自立を促す排せつ介護などの取組を計画している
				④入所者一人一人の趣味や嗜好に応じた活動機会の提供や同好会・クラブ活動等を支援する
				⑤摂食・嚥下機能の維持・向上に配慮した口腔ケアの具体的な取組を計画している
			(2) 重度入所者等への処遇	①認定特定行為業務従業者を配置し、登録特定事業者として登録を受ける予定である
				②看取りに関する指針を作成した上で、看取り介護についての具体的な取組を計画している
				③多職種が共同で作成した個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行う計画としている。
			(3) 新しい技術等を生かした処遇	①介護用ロボットや、ICT等のテクノロジーを導入する
		②科学的介護情報システム(LIFE)に登録し、サービスの提供に係るPDCAサイクルを構築する計画である。		
		③食事加工技術など入所者の快適性に資する新しい技術を導入する		
		2 栄養・衛生管理・協力病院	(1) 栄養管理	管理栄養士を配置し、療養の特性や健康の維持に配慮した食事・水分摂取・栄養管理を行う計画である。
				(2) 衛生管理
			(3) 協力病院	①医療機関と、新興感染症の発生時を含め、感染症発生時における具体的な対応方法を定めた協定書を締結する予定としている
				②看取りに関して協力が得られる医療機関を確保し、協定書を締結する予定としている
				③歯科医院を含めた、複数の協力医療機関を確保する計画としている
				④各種自然災害(土砂災害、大規模地震等)発生時の対応を定めたマニュアルを整備する予定としている
		3 安全対策・緊急時の対応・利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護等	(1) 事故発生時の対応	②事故発生時の対応マニュアルを整備する予定としている
				③近隣町内会等と防災に関する協定を締結する予定としている
				④年1回以上、施設の立地状況に応じた非常災害(火災は除く)に対する避難訓練を実施する予定としている
				⑤業務継続計画を策定する計画としている
(2) 苦情処理体制	①具体的な苦情解決の仕組みを設ける予定としている			
(3) 個人情報保護	②入所者の生活相談等窓口を設ける予定である			
	個人情報保護のためのガイドラインの作成を予定している			
(4) 第三者評価	第三者評価を受け、結果を職員に周知し、サービスを見直すための具体的な取り組みを計画している			

【重要】計画を実行するための具体的な取組(どのように達成するのか)を記載してください。

## 応募に係る注意事項

### 1 設置計画書の記載等

- (1) 整備運営事業者の選定は、提出された設置計画書に沿って審査を行います。設置計画書には、取組の主旨を明瞭かつ簡潔に記載してください。
- (2) 「施設運営」については、計画を実行するための具体的な取組（どのように達成するのか）を、できるだけ具体的に記載してください。
- (3) 選定基準の「2 評価基準 (1) 評価項目・配点 (P 1 3)」の中の「整備予定地」「整備施設」「施設運営」については、設置計画書に記載された事項及び別途実施するヒアリングを基に評価を行います。
- (4) 増床に伴い、既存施設の全部又は一部を取り壊す場合等は、財産処分の承認申請が必要となる場合がありますので、事前に当課へ相談してください。

### 2 工事契約について

原則、一般競争入札としますが、理事会において、適切な整備に資する等、合理的な理由があると認められた場合は、指名競争入札とすることを認めます。

### 3 選定の取消し等について

- (1) 以下の場合、選定の取消しを行うことがあります。また、選定した整備運営事業者が要した経費について、本市は一切負担しません。
  - ア 提出された設置計画書（添付書類を含む。）に虚偽の記載をした場合
  - イ 整備運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が発生した場合
  - ウ 施設を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和8年度末までに介護老人福祉施設整備の完了が困難と見込まれる場合
  - エ 設置計画書に関する重要な事項（整備場所、施設規模、資金計画、併設施設等）を変更する場合  
（施設の実施設計に伴うもの等やむを得ないもので、評価に影響を与えないものに限り、本市と協議の上、認めます。）
- (2) 整備運営事業者として選定されたにもかかわらず、選定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、整備運営事業者として選定される前に辞退した場合を除き、選定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の特別養護老人ホームの整備運営事業者の募集に応募できません。

### 4 選定された施設の運営等について

- (1) 介護サービス利用者負担、居住（滞在）費及び食費について、広島市社会福祉法人等サービス利用者負担軽減費用助成要綱に基づき、低所得者の利用者負担の軽減を図ってください。
- (2) 居住（滞在）費及び食費については、利用者負担軽減の観点から、平均的な費用等の額を勘案し厚生労働大臣が設定している基準費用額を踏まえ、適切に設定してください。
- (3) 入所者の決定については、広島市指定介護老人福祉施設等入所指針に基づいて行ってください。
- (4) 関係法令等の改正によって、提出された設置計画等が変更になる場合があります。その際には、改正後の関係法令等を基に運営してください。
- (5) 設置計画書等に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

## 5 補助金の交付について

(1) 市の補助金を受けて施設整備を行う場合、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。これに違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがありますので、十分注意してください。

(2) 以下に示す浸水想定区域等での新設整備又は増床整備は、補助金交付の対象としません。

ただし、整備予定地での整備がやむを得ないと認められる場合は、補助を認めます。その場合には、当該土地での整備がやむを得ない理由書（書類番号 49）及び十分な被害対策を講ずる内容の誓約書（書類番号 50）を提出してください。

※ 浸水想定区域等とは、次のいずれかに該当する区域とします。

ア 水防法第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

イ 津波防災地域づくりに関する法律第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

ウ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による改正前の特定都市河川浸水被害対策法第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

## 特別養護老人ホーム整備スケジュール（例）

年度	時 期	内 容
令和 6 年度	令和6年4月上旬	募集開始
	5月9日	説明会開催（中区地域福祉センター5階 大会議室）
	9月9日～9月13日	設置計画書受付（一次提出）【法人→市】 （設置計画書に係る書類審査）
	9月30日～10月4日	指摘事項の通知【市→法人】
	10月15日～10月21日	設置計画書受付（二次提出）【法人→市】
	11月下旬	社会福祉施設等の施設整備選定委員会で適否判定に係る審査
	12月下旬	応募者ヒアリング（適否判定で「適」の応募者のみ対象） 社会福祉施設等の施設整備選定委員会で整備運営事業者の選定
	令和7年1月中旬	広島市社会福祉法人設立認可等審査会で整備運営事業者選定の承認
	1月下旬	整備運営事業者選定結果の通知【市→法人】
	1月	独立行政法人福祉医療機構への借入申込【法人→機構】
	2月	実施設計・建築確認申請【法人→市等】 法人許可申請【法人→市】（※新設法人のみ）
令和 7 年度	令和7年4月	法人設立許可【市→法人】（※新設法人のみ） ⇒ 法人設立（登記）
	10月	建築工事請負業者の決定、契約
	11月	工事着工
令和 8 年度	令和8年11月	竣工（各種検査、建築工事完了検査、建物引渡し 等） 施設設置認可申請【法人→市】
	12月	施設設置認可【市→法人】 介護保険施設指定申請【法人→市】
	令和9年2月	介護保険施設指定【市→法人】 事業開始

※ このスケジュールは、新設法人における令和9年2月事業開始の場合の例であり、既存法人の場合、法人設立に係る手続は不要です。